

# 12 軽油引取税表

## 軽油の引取数量

種 別	数		量		
	元 年 度	30 年 度	29 年 度		
引 取 数 量 ①	329,316	348,991	361,447	kℓ	
課税対象とならない数量 ②	41,731	44,142	45,824		
差 引 ①-② ③	287,585	304,849	315,623		
欠 減 量 {	特 約 業 者 分 1/100	2,582	2,743	2,837	
	元 売 業 者 分 0.3/100	88	92	96	
④ 計	2,670	2,835	2,933		
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	284,915	302,014	312,690		
そ の 他 ( 申 告 納 付 ) の 分 ⑥	938	985	1,061		
合 計 ⑤+⑥	285,853	302,999	313,751		
	本店の数	登 録 人 員	本店の数	登 録 人 員	
		人		人	
特 義 別 務 徴 収 者 数 {	元 売 業 者	—	16	—	16
	特 約 業 者	54	146	54	145
	そ の 他 の 者	—	—	—	—
	計	54	162	54	161

- (注) 1 この表は、当該年度において課税されたものについて掲載した。  
 2 「引取数量」欄には、特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を掲載した。  
 3 「特別徴収義務者数」は、当該年度3月末日現在で掲載した。

## 課税対象とならない数量

種 別	番号	免税軽油使用者数等(人)	数 量(kℓ)
法第百四十四条の五	輸 出 1	-	-
	税 済 2	44	17,311
	小 計 A 3	44	17,311
法第百四十四条の六	化 学 工 業 4	-	-
	石 油 製 品 製 造 業 5	-	-
二 法 附 則 第 七 第 十 二 条 項 の	船 舶 6	298	1,778
	自 衛 隊 ( 機 械 等 ) 7	-	-
	鉄 道 事 業 者 等 8	1	X
	専 用 の 鉄 道 を 設 置 す る 業 者 等 9	1	X
	農 業 10	17,378	9,928
	林 業 等 11	37	1,621
	セ メ ン ト 製 品 製 造 業 ( 生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業 を 除 く ) 12	16	217
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業 13	4	33
	電 気 供 給 業 14	1	X
	鉱 物 の 採 掘 事 業 15	41	6,372
	と び ・ 土 工 工 事 業 16	4	291
	鉱 さい バ ラ ス 製 造 業 17	-	-
	港 湾 運 送 業 18	3	148
	倉 庫 業 19	2	3
	貨 物 利 用 運 送 事 業 又 は 鉄 道 貨 物 積 卸 業 20	-	-
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業 21	-	-
	廃 棄 物 処 理 事 業 22	13	242
木 材 加 工 業 23	30	395	
木 材 市 場 業 24	3	6	
た い 肥 製 造 業 25	2	51	
索 道 事 業 26	26	257	
平成30年度改正により廃止となったもの {	ガスタービン発電装置 27	-	-
	地熱資源開発事業 28	-	-
小 計 B 29	17,860	24,420	
法附則第十二条の二の七第五項関係 C 30	-	-	
アメリカ合衆国軍隊関係 D 31	-	-	
外国公館等の暖房用ボイラー関係 E 32	-	-	
合 計 A+B+C+D+E 33	17,904	41,731	
前 年 度 合 計 34	18,522	44,142	

(注) 統計表中の「X」は情報を保護する観点から計数を秘匿としている。